

肝付町商工業経営安定伴走支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、肝付町の将来の商工業を担っていく能力があると認められる新規創業者及び事業後継者（以下「新規創業者等」という。）の経営安定へ向けた支援を行い、地域の経済を支える担い手を応援することを目的とする。

(助成対象者の条件)

第2条 新規創業者等のうち、以下に定める全ての要件に該当する者で、事業意欲が高く、将来地域の商工業を担っていく能力があると判断できる者とする。

- (1) 肝付町に住所を有する者
- (2) 町内に主たる事業所又は本店を設置し、又は設置しようとする者。
- (3) 毎年6月末現在で、商工業の経営を開始してから3年以内の者
- (4) 起業に当たって、鹿児島県商工会連合会、肝付町商工会又は近隣市町商工会（商工会議所を含む）が開催する創業・事業承継に関する研修等を受けた者
- (5) 税務署への開業届の提出（法人の場合は設立登記）を完了している者
- (6) 直近の経営実績（所得税確定申告書第一表又は法人税申告書別表一等の控え）が提出できる者。ただし、創業初年度の者については、事業計画書または直近の売上・経費が確認できる書類等をもってこれに代えることができる。
- (7) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条に定める中小企業者及び法第2条第5項に定める小規模事業者の経営者である者
- (8) 町税等の未納がない者
- (9) 肝付町商工会の会員であり、かつ商工会による経営指導及び伴走型支援を受けることに同意する者
- (10) その他必要に応じて町長が定める者

(助成額)

第3条 助成金の種類及び助成金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 商工業経営安定伴走支援助成金 1事業者当たり 30万円

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を申請する者は、毎年4月1日から6月末日までに、申請書（別紙様式第1号）に次の関係書類を添付し提出するものとする。

- ア 誓約書（別紙様式第2号）
- イ 事業実績書（所得税確定申告書第一表、青色申告決算書若しくは収支内訳書、又は法人税申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え）創業初年度の者については、事業計画書または直近の売上・経費が確認できる書類等
- ウ 開業届の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- エ 商工会が発行する経営支援確認書（別紙様式第3号）
- オ 事業承継者にあつては、承継を証明する書類（先代の廃業届の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書等）
- カ 個人情報保護に関する同意書（別紙様式第4号）
- キ 助成金振込口座の写し
- ク 町税等の未納がない証明書

(審査会の設置)

第5条 前条の申請に対する内容を審査するため肝付町商工業経営安定伴走支援助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会委員は次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 副町長
 - (2) 議会代表
 - (3) 総務課長
 - (4) 総合支所長
 - (5) 企画調整課長
 - (6) 税務課長
 - (7) 林務水産商工課長
 - (8) 肝付町商工会事務局長
 - (9) その他審査会長が特に必要と認めるもの
- 3 審査会に会長を置き、会長は副町長をもって充てる。
- 4 審査会は、会長が必要に応じ招集する。
- 5 審査会の庶務は、林務水産商工課において行う。
- 6 審査会は、審議の結果を町長に報告するものとする。

(助成金の交付決定)

- 第6条 町長は、第4条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査会の審査に付し、助成金の交付又は不交付を決定し、決定（不交付）通知書（別紙様式第5号、6号）により申請者へ通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する研修等の受講状況を見込みとして申請した者については、当該受講を確認できる書類の写しが提出された後に交付決定を行うものとする。

(経営状況報告及び伴走支援)

- 第7条 助成金を受けた者は、助成金を受けた年度から3年間、経営状況報告書（別紙様式第7号）を毎年度末に報告しなければならない。
- 2 前項の報告にあたっては、商工会の経営指導員による経営面談を行い、事業課題の共有及び経営改善に向けた助言を受けるものとする。なお、事業承継者にあつては、承継に伴う経営革新や事業引継ぎに関する課題についても助言を受けることができるものとする。

(助成金の返納又は減額)

- 第8条 町長は、助成金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、経済情勢の激変等やむを得ない事情がある場合は、町長は状況に鑑み、柔軟な判断を行うことができる。
- (1) 助成金の交付を受けた当該年度を含めた3年以内に正当な理由なく事業を廃止し、又は休業したとき
 - (2) 町税等を滞納したとき
 - (3) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき
 - (4) 経営状況報告書の提出がないとき、又は商工会の支援を拒否したとき

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとし、補助金の交付については、肝付町補助金等交付規則に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第4条関係）

肝付町商工業経営安定伴走支援助成金交付申請書

年 月 日

肝付町長 殿

(申請者)
所在地：
事業所名：
代表者名： 印
電話番号：
メールアドレス：

年度における肝付町商工業経営安定伴走支援助成金の交付を受けたいので、肝付町補助金等交付規則第3条及び肝付町商工業経営安定伴走支援助成金交付要綱第4条の規定により、助成金の交付を申請します。

1. 申請区分

- 新規創業（自ら新しく事業を開始した）
 事業承継（先代等から事業を引き継いだ）

2. 事業開始（承継）年月日

年 月 日（現在、創業 年目）

3. 研修等の受講状況

- 受講済み（様式第3号により確認）
 受講中または受講予定（理由書を添付）

4. 事業の概要および今後の目標（意気込み）

5. 添付書類

ア 誓約書（別紙様式第2号）

イ 事業実績書（所得税確定申告書第一表、青色申告決算書若しくは収支内訳書、又は法人税申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え）ただし、創業初年度の者については、事業計画書または直近の売上・経費が確認できる書類等をもってこれに代えることができる。

ウ 開業届の写し又は履歴事項全部証明書の写し

エ 肝付町商工業経営安定伴走支援助成金に係る経営支援確認書（別紙様式第3号）

オ 事業承継者にあつては、承継を証明する書類（先代の廃業届の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書等）

カ 個人情報保護に関する同意書（別紙様式第4号）

キ 助成金振込口座の写し

ク 町税等の未納がない証明書

別紙様式第2号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

肝付町長 殿

所在地：

代表者名：

印

私は、助成金の申請にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

助成金受領後、少なくとも3年間は町内において事業を継続する意思があること。

交付後3年間、町および商工会による伴走支援（経営面談等）を真摯に受けること。

要綱第8条の規定に基づき、不正行為や早期の廃業等があった場合には、助成金の返還命令に従うこと。

暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等ではないこと。

別紙様式第3号（第4条関係）

肝付町商工業経営安定伴走支援助成金に係る経営支援確認書

年 月 日

肝付町長 殿

報告者（商工会指導員）： 印
確認者（商工会事務局長）： 印

下記の事業者について、肝付町商工会による経営指導および伴走支援を実施（または計画）しており、本助成金の趣旨に合致する経営体であることを確認します。

記

1. 事業者情報

事業所名（屋号）：

代表者氏名：

商工会加入年月日： 年 月 日（※未加入の場合は加入予定日）

2. 事業者が現在直面している課題・困りごと（事業者聞き取り事項）

本制度による伴走支援にあたり、事業者が特に支援を必要としている事項を整理しました。

- 資金繰り・財務管理（コスト削減、融資等）
- 販路開拓・広告宣伝（集客、SNS活用、PR等）
- 人材確保・育成（採用、従業員教育等）
- 設備導入・デジタル化（IT導入、老朽化対応等）
- 事業承継・経営基盤の強化（先代との方針調整、経営革新等）
- その他（ ）

【具体的な悩みや要望の要約】

3. 研修等の受講確認

本事業者が、鹿児島県商工会連合会、肝付町商工会又は近隣市町商工会が開催する研修等を修了（または個別指導を受講）したことを確認します。

（実施日： 年 月 日 / 内容： ）

4. 商工会による今後の支援方針

上記課題に対し、交付後3年間にわたり以下の伴走支援を継続します。

別紙様式第4号（第4条関係）

個人情報保護に関する同意書

年 月 日

肝付町長 殿

所在地：

代表者名：

印

私は、本助成金の審査および交付後の伴走支援にあたり、町が保有する私（法人を含む）に関する以下の情報について、担当部署間および肝付町商工会との間で共有し、確認することに同意します。

1. 町税等の納付状況に関する情報
2. 住民登録に関する情報
3. 申請書類および添付書類に記載された経営情報
4. メールアドレス等の連絡先情報（町および商工会からの支援施策、セミナー案内等の送付に利用することを含む）
5. その他、審査および適切な経営支援のために必要と認められる情報

肝付町商工業経営安定伴走支援助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

肝付町長

印

年 月 日付で申請のあった 年度肝付町商工業経営安定伴走支援助成金については、肝付町補助金等交付規則第6条及び肝付町商工業経営安定伴走支援助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 助成金の額 金300,000円

2. 交付の条件

- (1) 助成金受領後3年間は町内において事業を継続すること。
- (2) 毎年度末に経営状況報告書を提出し、商工会による経営面談を受けること。
- (3) 要綱第8条に該当する事由が生じた場合は、助成金の全部又は一部を返還させる場合がある。

別紙様式第6号（第6条関係）

肝付町商工業経営安定伴走支援助成金不交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

様

肝付町長 印

年 月 日付で申請のあった 年度肝付町商工業経営安定伴走支援助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由：

別紙様式第7号（第7条関係）

経営状況報告書（第 年次）

年 月 日

肝付町長 殿（経由：肝付町商工会）

所在地：

代表者名：

印

要綱第7条の規定に基づき、今年度の経営状況を報告します。

1. 今年度の経営実績の振り返り

[] 概ね計画通り

[] 計画を上回った

[] 課題が残った（理由： ）

2. 申請時に挙げた「困りごと」の状況

3. 次年度に向けた課題と支援の希望

4. 商工会指導員記入欄（面談記録）

面談実施日： 年 月 日

指導内容の要約：